

制 度 名	マイナンバーカード交付事務費補助金	主管課名	市町村課 行政 G		
		問合せ先	029-301-2467		
目的・趣旨	市町村におけるマイナンバーカード交付事務及び都道府県におけるマイナンバーカード交付促進事業に必要な経費に対して交付する。				
<p>[対象団体] 市町村及び都道府県</p> <p>[対象事業] 市町村におけるマイナンバーカード交付事務、都道府県におけるマイナンバーカードの申請促進事業及びマイナポイント申込支援事業</p> <p>[補助要件等] 総務大臣は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。</p> <p>[対象経費] マイナンバーカード交付のための人件費、臨時窓口設置に係る経費、個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費等及びマイナポイント申込み支援に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 定められた方式により算出された基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体：市町村及び都道府県		10/10	—	—	—
[令和5年度当初予算額] (国) 23,658,489千円		[令和5年度補助対象団体] 令和6年3月頃決定予定			
[備考]					